

鎌倉市不育症治療費の助成について

鎌倉市市民健康課

鎌倉市では、平成 29 年 4 月 1 日から不育症治療費にかかる費用の一部を助成し、出産を希望するご夫婦に経済的な支援を行っています。

□ 不育症とは

妊娠はするけれど、流産が 2 回以上連続したり、死産があった場合は「不育症」とされます。
※子どもを望んでも妊娠が成立しない「不妊」とは異なります。

□ 助成の対象者（次の要件をすべて満たしている必要があります。）

- 1 法律上の婚姻をしている夫婦で、一方が鎌倉市に住民登録があること。
- 2 夫婦の前年所得（1～5月の申請の場合は前々年の所得）の合計額が 730 万円未満であること。所得の計算は、児童手当法施行令を準用します。



□ 助成内容

- 1 治療期間につき、助成対象費用の 2 分の 1 の額（1,000 円未満切り捨て）を、300,000 円を上限に助成します。ただし、治療を受けているご本人に対し、1 年度あたり 1 回、通算 5 回を上限に助成します。
- 1 治療期間とは、診断を受け治療を開始した後 1 回の妊娠成立から妊娠終了（出産、流産、死産など）までの期間です。不育症が疑われその原因を特定するための検査をし、治療に至らなかった場合も含まれます。

□ 助成対象となる費用

厚生労働省の不育症に係る研究を分担している医師又はこれと同等の能力を有すると市長が認める医師が所属する医療機関、並びにその医師が紹介する医療機関が行う不育症の治療（不育症が疑われ、その原因を特定するための検査及び不育症の診断を受けた後の検査を含む）のうち保険診療対象外医療費が対象となります。

【対象外のもの】

- 1 入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の不育症の治療に直接関係のない費用
- 2 妊婦健康診査費用の補助を受けた不育症治療及び検査の費用
- 3 他の自治体から転入された場合等で、他の自治体から助成されていた不育症治療や検査の費用
- 4 不育症治療期間内であっても、夫婦ともに本市に住民登録がない期間にかかった費用

□ 申請の方法

申請に必要な書類をそろえ、不育症治療終了日または出産日から 1 年以内に市民健康課（本庁舎 1 階 30 番窓口）まで申請してください。

<必要書類>

- 1 鎌倉市不育症治療費助成申請書（第 1 号様式）
- 2 鎌倉市不育症治療医療機関等証明書（第 2 号様式）…… 医療機関で記入してもらってください。
- 3 医療機関が発行した治療費の明細が分かる領収書の写し 手数料がかかる場合があります。
- 4 婚姻関係が確認できる書類（戸籍謄本・戸籍抄本等）
- 5 夫婦の所得証明書（課税証明書など）
- 6 預金通帳等振込口座がわかるもの

□ 助成金の交付方法

申請内容の審査後、申請者に交付（不交付）決定通知書（第3号様式）を送付し、申請時に指定された口座に助成金を振り込みます。

□ Q&A

<対象となる方について>

Q 1 夫婦とも鎌倉市に住んでいますが、住民登録は鎌倉市以外にあります。対象になりますか。

A 実際に住んでいても、夫婦とも住民登録のない場合は対象となりません。夫婦のどちらか一方が鎌倉市に住民登録があれば、対象となります。

Q 2 鎌倉市に転入する前に不育症の治療を開始し、治療期間中に鎌倉市に転入してきました。対象になりますか。

A 転入日以降の治療費からが対象となります。申請時点で、その年の1月1日の住民登録が鎌倉市以外の場合は、所得を確認する書類として前住所地の市区町村の発行する課税証明書を提出してください。

Q 3 治療期間中には鎌倉市から転出しました。現在鎌倉市民ではありませんが申請できますか。

A 治療期間の内、鎌倉市に住民登録がある期間は助成の対象となります。対象となる治療があった場合、申請時点で市民ではなくても申請期限内であれば申請できます。ただし治療中に転出された場合、治療終了日ではなく、転出された日から1年以内に申請をお願いします。

<対象となる費用について>

Q 4 検査費用は助成対象になりますか。

A 不育症の疑いがあり、その原因を特定するための検査も対象となります。

ただし、入院時の差額ベッド代や食事代、交通費など治療と直接関係のない費用は対象外です。申請に必要な医療機関の証明書発行にかかった文書料も対象外です。

Q 5 治療途中での申請はできますか。

A 治療途中での申請はできますが、年度1回の申請となりますので、ご注意ください。

Q 6 同じ年度内に2回不育症の治療を行いました。申請できますか。

A 1年度に1回の治療に対し助成します。ただし、治療終了日から1年の期限が年度をまたぐ場合には次年度で申請できます。例) 治療終了日が令和元年12月1日の場合、申請期限が令和2年11月30日となるため、令和2年4月1日以降11月30日までの間に令和2年度として申請できます。

Q 7 第2子以降の不育症治療は対象となりますか？

A 第何子でも対象となります。ただし、治療を受ける本人1人に対し、通算5回までが対象です。



《お問い合わせ》 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

鎌倉市市民健康課保健活動担当 電話：0467-61-3944（直通）